

室蘭市発注工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

(平成27年12月25日制 定)

(目的)

第1条 この要領は、室蘭市（以下「発注者」という。）が発注する工事又は工事に係る測量業務、調査業務及び設計業務の委託契約（この要領において「工事等」という。）において、資金調達の円滑化を図ることを目的に、工事等の請負人（以下「受注者」という。）が発注者に対して有する完成工事等未収入金債権を譲渡するに当たり、発注者が室蘭市建設工事契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書又は室蘭市設計等委託契約約款（以下「委託約款」という。）第4条第1項ただし書の規定に基づき行う承諾に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(承諾要件)

第2条 発注者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、債権譲渡の承諾を行うことができる。なお、対象債権に係る工事等については、工事約款第31条又は委託約款第34条に規定する工事等の完成に伴う検査の結果を入念に調査・確認するものとする。

- (1) 債権譲渡の目的が受注者の資金調達の円滑化であること。
- (2) 債権の譲渡先が次条に定める金融機関等であること。
- (3) 譲渡に係る債権が、発注者が発注する工事等に係る債権であること。
- (4) 譲渡に係る債権が、工事約款第32条第1項又は委託約款第35条第1項に基づく受注者の請負代金又は業務委託料の支払請求権であること。
- (5) 譲渡に係る債権が、工事約款第31条第4項又は委託約款第34条第3項の規定により、発注者が受注者から工事目的物又は成果品の引渡しを受けた工事等に係る債権であること。
- (6) 譲渡に係る債権が第三者による差押等を受けていないこと。
- (7) 譲渡に係る債権に質権等の権利が設定されていないこと。
- (8) 譲渡に係る債権が既に他に譲渡されていないこと。
- (9) その他債権譲渡の承諾に不適當な事由がないこと。

(債権の譲渡先)

第3条 債権譲渡に係る債権の譲渡先は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関（以下「譲受人」という。）でなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、他の金融機関等を譲渡先とすることができる。

(譲渡債権の金額)

第4条 譲渡債権の金額は、請負代金又は業務委託料から前払金（中間前払金を含む。）及び部分払金の支払額を控除した金額（受注者の履行遅滞の場合における違約金その他相殺すべき債務がある場合は、これを相殺した後の金額）の範囲内の額とする。

(債権譲渡の手續)

第 5 条 受注者は、債権譲渡の承諾の申請をする場合には、債権譲渡承諾依頼書 (様式第 1 号) (以下「承諾依頼書」という。) 1 通を発注者に提出するものとする。
この場合において、受注者が共同企業体である場合は、代表者及び他の構成員連名の申請とする。

2 発注者は、承諾依頼書を受理したときは、第 2 条及び第 3 条に定める要件を確認の上、受理した日から 7 日以内 (期間の末日が室蘭市の休日に関する条例 (平成 2 年条例第 3 1 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日の場合は、その翌日まで) に承諾し、債権譲渡承諾書 (様式第 2 号) 2 通を受注者に交付するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第 6 条 発注者は、第 2 条の要件が満たされていない又は満たされていることの確認ができない場合は、債権譲渡の承諾を行わないものとする。

2 前項の場合において、発注者は、速やかに承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書 (様式第 3 号) 2 通を受注者に交付するものとする。

(債権金額の請求及び支払い)

第 7 条 債権譲渡を受けた譲受人は、確定した債権金額の請求に当たっては、発注者に対し次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 請求書 (様式第 4 号) 1 通

(2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書 (ただし、譲受人の原本証明のある写しでも差し支えない。) 1 通

(3) 債権譲渡契約書の写し 1 通

2 発注者は、譲受人から適法な請求書を受理したときは、当該受理した日から 4 0 日以内 (委託料については 3 0 日以内) に支払うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日から施行する。